

政がこういう施設を整備していいですよというのではなくて、本来もっと原則的に言えば、民間企業で子供ができた場合には、一年間休んでも構いませんよというぐらいの、それで一年たったら、また同じ職場に戻ってくださいと。そういうふうにできれば、より一番いいわけで、あるいはもっといろいろな制度を導入してやれば、それはそれでいいのです。ところが、なかなかやらないのです、これが。どうしてもそこらの運動が発展していけない部分がありまして、これは行政の責任ではないと思います。これは企業の責任であって、その労働者の課題でしょう。でも、行政として最大限福祉あるいは市民が生活していく中で、本当に生活あるいは女性の権利あるいは自立していくために、その制度として導入して援助していくのだという姿勢は、これは必要なわけで、そういう意味で、産休明け保育をもっと充実するなり、年間いつ要望があっても措置できるようなことを、やはり目指していくべきであろうというふうに思います。先ほど市長さんの方から、産休明け保育としては、市が不十分な分だけ随分無認可保育所の方に行っているということ、認識はしているという回答があったのですけれども、そこで、ちょっと話を聞きますと、やはり働き続けたいのだけれども、いろいろな福生の関係の保育園に行っても、だれも預かってくれない。しようがなく、必死に探して無認可でお願いしたのだというのが圧倒的なのです。そういう実態もありますので、できるだけ行政の方はそういった面を整備していくということが必要だろうと思います。なおかつ、現実問題として、無認可の方にそういった産休明けの措置として預かってもらって行政がやり切れないという部分も考えていく必要があるのだろうというふうに思います。だから、これは市長さん、ぜひ積極的に前向きに、どんどん行政の方で対応できるように御努力していただきたいというふうに強く要望しておきます。

それと、それに関連して、無認可保育所等については、いろいろ行政に対して要望等も出されているというふうに思いますので、その要望に沿ってこれからどういうふうにやっていこうとなさっているのか、その考え方をできれば御答弁いただきたいというふうに思います。

次に、生活資金貸付事業についてなのですが、こういう表現の質問をするから、どうしても社協の十万人の制度、システムのことにかかわってくるのですが、これは事前には言っていたのですけれども、そ

れでそれはシステムがあっているのです。ただ、私が言っているのはそれとは全くちょっと切り離して、違う次元なのです。位置づけも、多分社協でやっているものについては、本当に生活が困っているという部分の位置づけですから、当然限界があります。そういうのではなくて、市民全般、多くの人たちがいて、生活を長い間やってくるときにばつと必要なときがあるのです。特に、声を聞くのは事故ったときとか、あるいは自分の子供がちょうど大学へ行って金がかかった。それで、働き手であるお父さんがちょっと交通事故で入院して働けなくなっている。いずれ保険から降りるから、それは生活はできるのだけれども、その期間困っているのだというのは聞くのです。そのときに、貸し出しをできるようなシステムあるいは生活費でも構いませんけれども、そういうことも考えてほしいのです。あるいは、今、子供が高校、大学へ行くと金がかかりますので、金がなくて行かせられないということでは困るから、そういうときに、ちょっと今ないけれども、借りられれば行かせてあげられるのだということだったら貸してあげるべきではないですか。そういうシステムがあっているではないですか。行政がそういう事業を導入して、私はそういうことを言っているのです。当然、回収できるという目途がなければいけませんから、一定の基準が必要でしょう。だから、そういう面ではそれを行政が研究して、ちゃんと設けて導入した方がいいと思います。

市でそれを展開するとすると、かなりの財源をプールしてやらなければいけないわけで、その後なかなかしんどいかなと思って、先ほど一回目に金融機関の方に一定程度、市と金融機関が協力をして、そういうのを実現できないか。元金だけ市民は返せばいいということになるのです。行政がその分、利子補てんをしようと思えば、それは大変金額がかさむということにはならないと思いますので、市民は五十万借りたら五十万返す。行政の方は、その分の利子は何とかそういう市民サービスという立場から払っていく、そうなれば、金融関係とのちょっとお互いにまずいなという部分もなくなると思いますので、非常に市長さんとしては、検討課題としていきたいという回答です。これはぜひ考えてもらいたいです。ほかの自治体では、こういった方法を取りながら実現しているところもありますので、ぜひ福生市として、そういう事業を取り組んで、やはり市民あるいは勤労者、そういった人たちにアピールをしていって

だきたいと思しますので、これは強く要望しておきます。

次に、教育についてなのですが、すべての学校で日の丸の掲揚を行ったというふうに言っているのですが、私が聞いたところでは、一中は掲げていなかったというような話だったのですけれども、これは本当にそうですか。そのところ、確認できちっと教えていただきたい。全員が管理人と言ったのでしたね、では校長先生ではないのですね、管理人ですね。だから、これも聞いてみるところは、違うところもあるもので、これも明確にもう一度きちっと教えていただだけませんか。全員がしたのかどうなのか。それで、管理人が掲げたときには、遠藤さんも質問しているのですけれども、休日という位置づけなわけで、そういう委託業者との関係では、詳しくその契約の中身、教えていただだけませんか。どうも、遠藤さんへの答弁だけでは、ちょっとそれだけ掲げるのは難しいのではなからうかという気はしているのです。だから、こちらの関係をもう一度ちょっと丁寧に教えていただきたいと思ひます。

あと、即位の礼に伴う申し入れについては三団体あったというふうに聞いていますけれども、それは教育委員会に対して三団体ですか。では、学校別ではありましたか。それについても教えてください。それで、法律で休日になったのですが、その授業についてはどのようにするのか、考え方を聞かせてください。いわゆる四月度では決まっていらないから、当然、そこは休みとして組み立てていないわけですか。法律ができたのだからということでは休みになった。年間の授業計画というのはある。でも、一日分授業がなくなつた。では、それをどうするのか、聞かせてください、考え方。それと同じような形態として大葬の礼というのがありました。休日になって授業がなくなつた。それは結果としてどうなったのですか。なくなつた時間分どうなったのですか。それもあわせて教えてください。

あと、十一月十二日は休みということであつたのですけれども、新聞報道で見ますと、国立あたりでは登校をしながらさまざまな企画が行われたようです。福生市としては、実態はどうなっておりますか。子供たちは学校へ来ておりますか。そこら辺についても教えてください。幾つかあつたというふうに私は聞いておりますが。

次に、就学時健康診断についてなのですが、拒否者が五名ということで、これは毎年出てくる。やはり、

それは差別性が私はあるのだろうかというふうに主張しておりますが、そういう市民もいるということは、それははっきりしただろうというふうに思ひます。教育長は、保健法に基づいたその趣旨で実施していくのだというふうに答弁なさっておりますが、それは教育委員会の立場としては、当然そう言うでしょう。それはわかりました。それでは、私はこれは差別性がどうしてもあるのだというふうに主張しているのですけれども、教育長自身、それをするしなくてはなくて、その中にはそういった問題はないのか。やはり、それはその分で感じるのかどうなのか。そこら辺もう一度ちょっと聞かせてください。

それと知能テストについて、六小学区です、三角だとか丸だとかそういうテストをしているのは。そこだけでしたか、ちょっと聞き逃したような気がするのですが。そこだけです。ほかの小学校では校長とか教員が面談をする。そうすると、圧倒的多いのが面談方式なのです。何で、そういう三角とか丸とかがそこに入つてこなければいけないの。どうせだったらそれをやめて、面談で皆さん統一してするならば方が整合性あるのではないですか、どちらかというと。私はそれをやめてくれと言っておりますが、そこらはこういうふうになっているというので。そこら辺はどうなのですか。ちょっとお聞かせください。

○議長（仲村清信君） 十一時十五分まで休憩いたします。

午前十時五十七分 休憩

午前十一時十五分 開議

○副議長（井上寅吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長（岩崎好亮君） 測定機の表示の設置についての御質問がございまして、まず費用についてどうなのかということでございますが、まことに申しわけないのですが、表示する考えがございませんでしたので、調査をしておりますので、ここで幾らということとは言えないので申しわけないと思ひつています。また、庁舎の入口に設置することについても、技術的にどうかという御質問でございますが、これも同様な考えでございますので、今のところ、答弁ができません。

○秘書課長（坂本 昭君） 横田基地につきましての三点目、横田基地資料集のおおよその中身はどういう

の方針を決定するのは校長だと思えますけれども、そのようなことで、管理人さんがこの事項で行ってまいります。

それから、教育委員会に申し入れがあったのは三団体である。各学校別については申し入れがどうなっているかということでございますけれども、これにつきましては、教育委員会、各学校については調査はしておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、子供たちが学校に来たのかという御質問でございますけれども、これについても、私の方では、もうこの日は休日ということになっておりますので、登校ということがないだろうということで調査をしております。

それから、知能テストの関係でございますけれども、第六小学校だけはということでございます。基本的には各学校とも面談が基本になっていっていることは、これは基本ですけれども、六小が面談する中で、そういった三角というものを書いてもらっているということとで申し上げているわけですが、やめたらどうかということでございますけれども、これにつきましては、学校にそのような方法については判断をゆだねておりますので、すべて学校にお願いをしているということとでございますので、よろしく願いを申し上げます。

以上、教育委員会の関係について御答弁申し上げます。

○二番（大森 進君） 基地関係ですけれども、表示をしようという考えがないわけですから、一切そこから辺も計算されていないということなのです。どちらにしても、市民は基地騒音あるいは非常にうるさかった。どのぐらい飛んだか。そういったものは知りたいわけです。それはよく、私自身も聞かれますし、そういう声も大きいだろう。当然、飛ばなければ飛ばないにこしたことはないし、静かなら静かな方がいいのですから、当然の結果です。だから、やはりどのぐらいなのかということも知りたいと思うわけです。そういうときに、はっきりわかるような形で表示していくことは必要ではないか。全部、全員に知らせなければいけないというわけではなくて、だから、先ほど言いましたけれども、市役所の玄関にそういったものを定期的に置いていく。それで、やはり興味のある人は市役所へ来ればわかるというような形のこと

はやられて、当然だろうと思えますが、非常に考え方が固いです。市役所の屋上に騒音測定機をつけられるまで三年ぐらいかかるわけですから、これもちょっと時間を要するのかなと思えますが、できるだけ、そういうことは市民に明らかにしていっていただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。

次に、基地の資料集についてなのですが、かなり詳しく話していただきました。なかなか大変だとは思いますが、本来ですと、今までこういうものが横田基地がありながら、なかなか定期的にくられてこなかったというところに問題があるわけで、今回二十周年ということもありましてつくることになったわけなのですが、今の市の組織機構としては、やはり十分対応できるような機能はないというふうに思えます。やはり、基地対策課としてきちんとしたスタッフがいて、こういうことが常時、資料を収集し定期的に発行していけるというふうにならなければいけないというふうに思いますので、それはいずれ時期がありましたら、市長さん、ぜひ考えていただきたいと思えます。資料集については、なかなかすばらしいものができるというふうに私は期待しておりますが、でき得れば、三沢市のような資料集を目指すというふうに、強く要望しておきます。後で何ですかこれはというふうなことがないように御努力を要望しておきたいというふうに思います。

産休明け保育の関係で、無認可については要望も出ていることですが、今、部長の答弁がありました。だから、やはりいろいろな要望があったとしても、全部こたえることはすぐは難しいかもしれないですけども、現状が現状ですので、十分、年々その対応にこたえられる、期待にこたえられるようにしていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

あと、教育長の方から差別性についてどうなのかということに対して、「差別、選別とは思わないというふうに明確に考えております。」という答弁があったわけですが、見解の相違というよりも、それが教育長の考え方のだろうなというふうな受けとめまして、これから教育長の考え方というものは、そういうふうな認識していきたいというふうに思います。これは、どちらにしてもいろいろな場で聞いていきいたとは思いません。

あと、知能テストについてなのですけれども、現場の校長先生の判断ということで、現場サイドに結構

任されているというふうには思うわけなのですが、もう私はやめてほしいというふうに思っていて、それは要望しておきたいわけですが、しているのだったら保護者はおかしいと思うでしょう。六小ではこういうようなことをされた。ほかの方はこういう仕方ではない。何でということになりませんか。だから、どうせだったら同じで、私はやめてほしいのだけれども、教育委員会は絶対にやると言っているのだから、面接だったら面接で統一した方がいいのではないですか。任せているというふうにはならないでしょう。親の立場、これから預けようとする保護者の立場からして。同じだったら同じにしてくださいというのは、当然ではないですか。そこら辺、任せているではなくて、子供を今度は預ける、あるいはその前に就健がある。それで、連れていった。話したら何か違うではないかというようなことになったらまずいのではないのかと私は思うわけで、そこら辺もう一度聞かせてください。市民の方から考えたら、学校に任せてあるからと、学校別にさまざまなことをされたら、親の方は何だと思うでしょう。だから、そこら辺についてどう思うのか、もう一度聞かせてください。

あとは、休日になって、その授業をどうするかということ、教育長は言われましたけれども、そんなことはわかっているのです。柔軟に対応していくというのは。わかってはいるのですが、子供たちが希望して休んだわけではないのです。これは法律に基づいて休日になったわけでしょう。ある意味では子供たちは喜んだかもしれない、休みになったから。でも、それ以外でもやはり学校の中では、授業というのはある程度組み立てられていて、その中で一日分どこかが入ってくるわけです。だから、そういう面では、子供たちにとってみれば、年間その流れがあって、そこで休みにされた。その後、何かまたこぼこ入ってきて、結局授業というのは何とかなったのだけれどもということになれば、何か子供たちが中心ではないというようなイメージがあるのです。だから、そういう面では、本当に何か子供たちが社会の中でさまざまなそういうふうな影響をもるに受けているという感じがするのです。だから、これは基本的に授業は回復するという考え方です。学校別で学校内で、それは学校の実情に合わせて、それは当然一日分は回復するという考え方は、それはそれで結構なわけですけれども、さっき答えていただけなかったかな。大葬の礼のときは、ほとんど無理だったわけですか。無理ですね、あの時間帯、期間ではね。ついでで

すから、もう一度ありますから答えてください。
あとはほとんど即位の礼に関しては、学校別では調査をしていないとか、日の丸についてはすべて揚げているということ、学校の方に子供たちが来たかどうかということに関しては、調査をしていないという事です。

さっき、日の丸の関係では、シルバー人材センターで勤務内容があって、たしかに祝日についてはそういうふうな規定の中で盛り込まれているわけです。ところが、よくよく考えて、先ほどの答弁で聞きますと、八番目に、その他の公の方からの指示があった場合はということですから、それはもうすべて網羅されるわけです。その項目があれば、そういうものではないのではありませんか。とりわけ、日の丸に関しては、いろいろな世論の中でも考え方がありまして、課題としては大きいわけですから、祭日のときに揚げるというふうになったら、それは揚げるでしょう。それで結ばれているなら。今回は休日ということだから、それは違うのではなからうか。あるいはシルバー人材センターの中で、自分はそういうのは余り好ましく思っていないというふうなことであっても、仕事だから、公の方がやれと言え強制されるわけですから、いやいや揚げるということもあるわけです。そういう課題については、その八項目を適用にしているという事は、やはり無理があるのではなからうかと私は思うのです。特に、どうせ揚げるのだったら、そんなことをするのだったら、校長先生は管理職なのだから、校長先生が来て揚げたらどうなのかと私は思います。ですが、ちょっとこういうふうな管理職さんをお願いしてやるというのは、やはり無理があると思います。ので、今後、こういうふうなパターンがあるかどうかというのはだれにもわからないのですけれども、やはり、こういうときには少し考えていたいただきたいということだけ申し入れておきます。

○教育次長（矢崎茂夫君） 知能テストの関係でございまずけれども、六小だけがそういう方法でやっている。保護者の立場から見れば、違っているのではないかといいまして、一応、先ほども申し上げましたとおり、お願いしているから、全く知らんということではございませんで、そういう一つの方法も、テストの中にあるのだなということ、やはりこれは学校長あるいは教職員、そういった者が共同して行っている方法でございまずので、とりあえずこういうことも方法としてあるということ、ぜひ

御認識をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○教育長（来住野和也君） 大喪の礼についても、私、年末調整という言葉でお答えしたつもりなのですが、れども、もう一度申し上げますと、確かにおっしゃるとおり、非常に厳しい時期でありましたけれども、それなりの対応をしてきちんと埋め合わせたと考えております。

○二番（大森進君） では、今の答弁で一応お伺ひしておきます。

知能テストについて、基本的には考え方が変わっていない答弁だろうと思うのですが、私はそれではやはり納得ができないだろうと思ひますので、ぜひこれは統一するのだったらしてください。私はやめてほしいわけですから、ぜひ知能テストはやめていただいて、だれでもみんな普通の学級あるいは学校、クラスに入れるようにしていただきたいというふうに要望しておきます。それで、並びに、そういったアンバランスがあることは、ぜひやめていただきたいということもあわせて要望しておきますので、よろしくお願ひします。以上で終わります。

○副議長（井上寅吉君） 以上で一般質問を終わります。

○副議長（井上寅吉君） 暫時休憩いたします。

午前十一時三十七分 休憩

午後一時十五分 開議

○副議長（井上寅吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長をして報告いたさせます。

（古谷議会議務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

○副議長（井上寅吉君） 以上で報告は終わりました。

○副議長（井上寅吉君） ただいま報告された議案第九十九号、一件の取り扱いについては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願ひます。

（議会運営委員長 村野和一郎君登壇）

○議会運営委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告いたします。

まず、本日理事者から議案第九十九号の一件が提出され、追加日程として組ませていただきました。この取り扱いにつきましては、本日の日程に追加して先議するとともに、慎重審議の上、即決願うことといたしました。

以上、御報告いたします。

○副議長（井上寅吉君） 以上で報告は終わりました。

お諮りいたします。

新たに提出された議案一件を本日の日程に追加し、先議したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 御異議なしと認めます。よって、新たに提出された議案一件を本日の日程に追加し、先議することに決定いたしました。

○副議長（井上寅吉君） 追加日程第一 議案第九十九号 福生市の一般職の職員の平成二年十二月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第九十九号 福生市の一般職の職員の平成二年十二月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして、提案理由並びにその内容の説明を申し上げます。本条例は、提案理由にございますように、福生市の一般職の職員に対し支給いたします期末手当の支給

割合を定めようとするものでございます。

○ 条例の第一条は、職員の給与条例の規定に基づきまして、十二月期期末手当の支給割合を定めるというこの条例の趣旨でございまして、第二条におきまして、支給割合を百分の二百三といったそうとするものでございます。

○ したがって、勤勉手当と合わせますと、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給率は二・六三カ月と相なります。なお、附則で、この条例は、公布の日から施行いたそうとするものでございます。

○ また、本年度における期末・勤勉手当につきましては、新たに役職加算制度を導入することと相なっておりまして、本来なら、同時に条例提案をすべきところでございましたが、現在、その事務手続中でございまして、次回の市議会に御提案、御審議を賜る予定と相なっておりますことを申し添えます。

○ 以上、大変雑駁な説明でございすけれども、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 副議長（井上寅吉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

○ 副議長（井上寅吉君） （「なし」と呼ぶ者あり）
これより議案第九十九号について採決いたします。

○ 本議は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
お諮りいたします。

○ 副議長（井上寅吉君） （「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。よって議案第九十九号は、原案のとおり可決されました。

○ 副議長（井上寅吉君） 日程第二 議案第八十三号 平成元年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

○ 副議長（井上寅吉君） （「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。よって委員長の報告及び質疑は、省略することに決定いたしました。

○ この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。
討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者十一番 松山 清君。

○ 十一番（松山 清君） （十一番 松山 清君登壇）
議案第八十三号 平成元年度福生市一般会計決算認定について、日本共産党議員団を代表して、反対討論を行います。

私は、当決算について、平成元年度を通じての議会での審議と、さきの決算委員会の三日間にわたる審議の中で明らかにいたしました問題点等を御指摘いたしました。反対討論とするものであります。

まず初めに、平成元年度一般会計の予算計上とその執行において、自民党政府や鈴木都政に対して、石川市政がどのような対応をしてきたかということがあります。昭和六十年から始まった補助金カットは平成元年度も続けられ、福生市の決算による補助金カットは、元年度分で一億一千三百六十七万四千円にもなります。六十年からの累計では八億八千二百五十八万九千円となっているわけでございます。

また、自民党政府は、国民多数の反対にもかかわらず、前年度のマル優廃止に続いて、消費税を導入いたしました。その結果、福生市でもその影響額は歳入歳出を相殺いたしまして、九千五百四十四万円の負担の増加となりました。市民においては、毎日毎日が納税日、一円玉に悩まされる日々であり、それが今日まで続いております。各種の調査によりまして、消費税による国民の負担は、一年間で四大家族で十万円になったと発表されております。それにもかかわらず、石川市長は、市民に対しては特別の施策をとることなく、消費税に賛意を示してきたではありませんか。福生市の使用料や手数料など、公共料金に對

する消費税の転嫁は、当分の間、転嫁しないとはしておりますが、一番多額になる公共下水道料金は、消費税の先取りとも言ふべき平均二・七％の値上げを行ってきているではありませんか。また、消費税導入によって、地方自治体の貴重な自主財源であった電気税、ガス税が奪われました。このように、国による自治体への補助金カット、消費税による多額の負担増、それにもかかわらず、政府に対してきっぱりとした態度をとることができないのでは、地方自治体を守ることも住民を守ることもできません。また、鈴木都政のペナルティーを恐れ、四年連続で国保税の引き上げを行いました。この引き上げは、特に資産のない所得の低い人に対して大きな負担であり、ここにも市民のことより鈴木知事の顔色をうかがう政治姿勢であることを指摘せざるを得ません。

次に、横田基地に対する対応であります。これまでの予算、決算、そして一般質問でも明らかにしてきましたけれども、米軍人軍属の軽自動車税を市民の三分の一、四分の一にサービスし続け、元年度九十一万四千円の減免をしてあげました。また、下水道事業会計にかかわる基地の下水道使用料は、市民並みの扱いで三千七百七十三万円のサービスを行いましたし、ごみの収集においては、市内居住の米軍人等に対する無料収集を行い、積算すると、その費用は六百九十三万九千円になるとの答弁があるように、至れり尽くせりのサービスを米軍人軍属に対して行っている思いやりぶりであります。その一方で、基地交付金は固定資産税相当額とは大きくかけ離れているにもかかわらず、私どもの基地交付金にかかわるモデルケースによる金額の試算を行うことを提起しておりますけれども、何の方策もとることをしないという、全くの無為無策であります。この間、米軍のE2Cによる訓練は、五月に七百三十八回と激しく行われ、市民の騒音被害は、はかり知れないものがあります。それにもかかわらずE2Cの訓練中止要請は行いが、大もとの横田基地の撤去や横須賀のミッドウェー母港化反対の表明もしないという態度であります。

また、曲がりなりにも独立した基地担当を秘書課に統合してしまったことは、福生市の横田基地に対する取り組みが本腰ではやる気はないと映り、足元を見られていることにほかならず、市民の願いにますます逆行するものであります。

大企業に対する対応ではどうでしたでしょうか。大企業中の大企業NTTに対するサービスを引き続き

行ってまいりました。NTTに対しては、道路占用料を九〇％に減額して徴収し四十五万八千円のサービスを行い、このサービスの制度が始まった昭和六十年代から累計いたしますと、五百六十三万五千円にもなります。こうしたサービスはどのような企業であろうと、行うべきでないことは当然であります。

横田基地やNTTに対するサービスを一方で、市民に対してはどうでしたでしょうか。市民に対しては、負担押しつけで暮らし圧迫の年であったということでもあります。先ほども申し上げましたが、消費税の導入によって、市民は四人家族で一世帯十萬円の負担となりました。これは、福生市全体で見れば十四億五千万円にもなるものであります。こうした住民が消費税に苦しんでいるにもかかわらず、何一つその対策の施策をとりませんでした。とらないどころか、追い打ちをかけるように、汲み取りの有料化によっての七百五十四万五千円の負担増や、下水道料金二・七％の引き上げによる一億一千万円の負担増、国民健康保険税の四年連続値上げによる負担増など、消費税で苦しむ市民に追い打ちをかけてきたということをはっきりと指摘することができると思います。

福祉に対してはどうだったでしょうか。一口で言えば、福祉の充実を願う市民の期待にこたえてこなかったということであります。福祉のレベルアップの施策に充当した一般財源は三千五百二十五万円にすぎません。経常一般財源は、前年度に比べて三億三千九百八十三万九千円も増加している中で、そのわずか一〇・三％しか充当されておりません。補正予算において、れんげ園の建設費が計上されオープンいたしました。当市のかかわる施設の中で、プレハブの建物であったのはれんげ作業所だけであり、一番最後に手をつけたというものでしかありません。福生市の福祉の水準は、三多摩二十六市中、中位程度と答弁しますが、何の根拠も示すことができないではありませんか。相変わらず土木費重点の市政運営でありました。来年度の予算編成においては、三多摩二十六市のトップレベルの福祉だと言えるような施策の充実をすることを強く要求するものであります。

教育に対しても、父母の願いにこたえた教育費とはなっていないかということでもあります。たびたび申し上げてきましたけれども、横田基地の存在による地域環境への悪影響は、何よりも子供たちが一番大きく影響を与え続けてまいりました。このことは、皆さん共通の認識だろうと思います。そうした中

にあつて、どの家庭でも子供の健やかな成長を願つて、大変な努力が積み重ねられているわけであります。そうした父母の願いに、福生市はこたえていけたかと言へば、それは「ノー」であります。義務教育は無償とされたわけながら、今日、自民党政府のもとで極めて矮小化した解釈がされており、その結果、多額の父母負担となつております。地方自治体として、国に負担の解消を要求するとともに、自治体として可能な限りの負担解消をするべきでありますし、その財源的な余裕も福生市にはあります。教育委員会当局の答弁した金額でも、父母負担は小学校で、児童一人当たり三万八千四百七十一円。児童数を掛けますと総額一億六千五十万円になります。中学校生徒一人当たり、三万四千五百七十円。生徒数を掛ければ七千七百十六万円にもなります。しかし、当年度における父母負担軽減のレベルアップは、補助教材費で、小学校一人当たり四百二十円、中学校一人当たり四百六十二円にすぎませんでした。修学旅行補助金におきましては、小学生わずか二百円の増加でしかなかったではありませんか。

施政方針で、私費負担の軽減を図りつと市長は述べておりましたが、私が、今申し上げた金額が私費負担の軽減だということであれば、看板と中身がこれほどかけ離れたものは、ほかに見つけることは難しいのではないかと申し上げたいのでございます。来年度の予算編成において、思い切った増額をすることを強く要求するものであります。

また、住みよいまちづくりの点ではどうだったかと言へば、住民本位の民主的なまちづくりに背を向けるものであつたと思ひます。熊川地区区画整理事業は、市当局の当初のむくろみに反して、住民の反対にあつており、六十三年度においても多額の減額補正をいたしました。多少とも市当局が反省しているかと思ひきや、また当初予算に計上し、今決算年度においても減額補正を行いました。一度ならず二度までも同じことを繰り返すとは、何事でしょうか。市議会を愚弄するものであると、私は指摘せざるを得ません。住民本位の民主的なまちづくりの立場に立たず、ただ強行するのみを中心的な内容とすることは、住民と相入れないことは申すまでもありません。

また、田園西地区の区画整理事業におきましても、発表された案を見ますと、市の財政負担は十五億円以上と莫大な経費がかかる一方で、区画整理地域内の土地所有関係者は五千平方メートルの方がお一人、

三千五百平方メートルの方がお一人、こちらは石川彌八郎氏となっております。この地域に安易に区画整理事業を進めるならば、特定の土地所有者に大きな利益をもたらすことになりかねず、住民の合意と民主的な手続をきちんをとることを強く主張するものであります。

また、下の川のふたかけ工事化に関連して、道路を五日市線部分を立体化する件であります。私はたびたびこの工事をする事によつて、地域の交通量が大きく変化することになるので、交通量調査や地域住民に対する説明会を実施することを要求しておりますが、依然としてその取り組みがされません。ここにも、民主的な考えが落ちていると言わざるを得ないのでございます。

次に、積立金であります。多額の積立金をさらに増大させた行政運営を進めてきた年だと思ひます。市当局発表の福生市の当決算における各種積立金の合計額は八十三億八千六百九十万円となりました。前年度に比較いたしまして、七億九千六百五十万円の増加となりました。人口一人当たりで見ますと、前年度は十三万四千九百九十七円、当年度は十四万六千六百十七円となり、前年度に比較いたしまして一万一千六百二十円の増加になり、いずれも三多摩トップであります。それでは、なぜ多額の積立金がさらに増大したのか。それは、自治体としてしなければならない福祉、教育などの基本的な分野において、低水準の行政を継続する一方で、防衛補助事業中心の建設、土木を重点としてきた結果にほかなりません。また、市民税などの伸びも活用されずに、積み立てられたことにほかならないと、私と指摘するものでございす。こうした財政運営は、根本的に改めなければならないことは、当然であります。

また、住民サービスの向上とは無縁の機構改革を実施した年でもありません。曲がりなりにも、独立していた基地問題担当の秘書課への統合、教育委員会の学務と指導室の統合、そして、全国的にも例を見ないと言われる行政推進担当の設置などがあります。基地問題が、ますます重要になつてくる折から、基地担当部門の充実が図られて当然であるにもかかわらず、それとは全く逆行する措置をとつてきたことは許されません。また、教育委員会の学務課と指導室の統合に至つては、利点はあつたのかとの私の決算委員会での質問に対して、二つの課が統合になつてから担当したので、前との比較というものはちょっとできないのですと答弁いたしました。正直と言へば正直であります。それに対して市当局は、この答弁を容

認いたしました。利点があったのかという問いに、統合する前と後との比較で、利点を見つけ出すこともできないようなということを、当局自身みずから告白したことに等しく、こうした機構改革を実施したことに對して深く反省をし、元に戻すことを強く要求するものであります。こうした課の統合をする一方で、他市に例を見ない行政推進担当と称する機構を設けました。私は、この機構は、結局職員四百三十名の持っている能力を十分に發揮させることを妨げることにならざるを得ないと見ており、早急に改革することとを強く要求するものであります。

最後に、例年指摘していることでありますけれども、多額のむだ遣いである接待などをしてきたことであります。国や都の職員、特に当市は防衛施設庁職員に対する過剰な接待を繰り返し行ってきたことであります。答弁によっても、平成元年度七十六件、二百十五万円も使用をいたしました。こうしたことに支出することを根本的に改善しなければならぬことを指摘するものでございます。

そのほか、埼玉銀行の不祥事による責任を市長、助役、収入役が減給という形で処置いたしました。その直後に、みずからの給与を三年ぶりとは言え、九・五％、また議員の方は一六％もの大幅引き上げを行ったことなど、とても責任を感じているとは言いがたいものであります。平和記念事業と銘打って行ってきた平和の集いの講演内容なども、およそ市民の望む平和とは全く正反対の講演でありますことなどを指摘しておくものであります。

以上、平成元年度、一年間の市議会の審議と決算委員会における三日間の審議の中で明らかにいたしました主な点などを指摘いたしました。日本共産党議員団の反対討論といたすものであります。

○副議長（井上寅吉君） 次に、賛成者十五番齋藤 巽君。

（十五番 齋藤 巽君登壇）

○十五番（齋藤 巽君） お許しをいただきましたので、議案第八十三号 平成元年度福生市一般会計決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

本決算につきましては、去る十月二十九、三十、三十一の三日間にわたり質疑が行われました。元年度における国の制度変化は、税制改正の中で消費税の導入、行政改革による補助率削減の決着、ふるさと創

生や消費・譲与税の創設等、多くの分野にわたりました。都は好調な税収に支えられて積極型の予算を組み入れたとは言え、このような状況は、市財政にとっても大変難しい時期にありましたことは、皆様も御承知のとおりであります。平成元年度の決算は、石川市長が就任後、初めてみずから編成した予算に基づくものでございましたが、実施計画に従って予定をいたしました諸事業、諸施策は、おおむね順調に施行されましたことは、この決算審議の中で明らかにされたとおりでございます。

もともと当市は、自主財源が低く当年度も五四・七％ですが、このことは、逆に市民一人当たりの歳出は二十四万八千円で、二十六市中中ほどであり、税収は十一万六千円ほどで、二十六市中下位にあらわれるように、負担は低く使われた額は多いということでありまして、このような差額は依存財源によったと言えるわけでございます。このような中で、特に投資的経費におきましては、前年度と比較いたしました五億一千万円、一七・九％の増加で、補助事業としては、主として多摩川中央公園、本六公園、福栄公園、みずくらいど公園の新設、市営住宅の建てかえ、小中学校の施設改良事業があり、単独事業ではれんげ園の新築、市道の改良、多目的広場の新設等々、事業への積極的な対応を高く評価いたすものでございます。また、元年度、ふるさと基金が創設されましたが、今後の市政に大変意義深いものであり、有効適切な事業へ結びつけるよう検討願うとともに、第二期総合計画の実施に向け、みんなで考えみんなでつくるまちづくりを目指して総力を挙げて取り組むことを期待し、さらに元年度決算が今後の市政に生かされ、市民サービスの向上に寄与すること大であることを考え、賛成討論といたします。（拍手）

○副議長（井上寅吉君） 次に、反対者十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） それでは、議案第八十三号 一九八九年度決算の反対討論を行います。ただいま、日本共産党議員団を代表しまして、松山議員の方から大変詳細にわたる反対の討論があります。私たち革新クラブは、二つの観点から、この決算に対する意見を述べてみたいと思います。

二つというのは、基地とごみであります。私どもは、この八九年度予算の事前の予算要望の中で、基本計画に対するA案、B案という提案をいたしました。A案というのは、基地がこのままずっと我がまちに